

## 海陽町公式キャラクター「ふるるん」使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、海陽町公式キャラクター「ふるるん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、町が定めたキャラクターの基本デザイン及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

### (使用の範囲)

第3条 キャラクターは、町のデザイン的シンボルであり、本町のイメージを町内外に広く宣伝するため、公共又は民間の施設、広報、案内、特産品、工芸品及び物品などに使用できるものとし、営利を目的としないキャラクターの使用については原則として自由とする。

### (使用承認申請)

第4条 営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、海陽町公式キャラクター「ふるるん」使用承認申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

### (使用承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) キャラクターの使用によって、第三者に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (7) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により承認または不承認する場合は、海陽町公式キャラクター「ふるるん」使用(承認・不承認)通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

3 町長は、前項の使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

### (使用料)

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用承認期間)

第7条 キャラクターの使用承認期間は、最長2年とし、再申請を妨げないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 前条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途以外にキャラクターを使用しないこと。又、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変はしないこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 原則として、物品等には「海陽町公式キャラクター ふるるん」との表記を付すること。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真等の提出をもって代えることができる。

2 キャラクターの使用により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合は、当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取消し、又は使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、使用承認を受けたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 前項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でも町はその責めを負わない。

(権利)

第10条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

2 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、かつ、使用者または使用対象物等について町の推奨を行うものではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。